

ロシア連邦大統領令

2022年7月5日付ロシア連邦大統領令第430号「対外経済活動参加者である居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国引き揚げについて」の改正について

1. 2022年7月5日付ロシア連邦大統領令第430号「対外経済活動参加者である居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国引き揚げについて」（ロシア連邦法令集、2022、No. 28、掲載番号5083）に対して以下の改正を施す：

a) 第3項b)号を以下の文言に変更する：

「b) ロシア法人がユーロ債取得のために調達した金銭をその目的で使用してユーロ債を取得した場合」；

b) 第4項を以下の文言に変更する：

「4. ユーロ債にかかわる債務を有するロシア法人は、ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保有者に対する債務の履行を、ユーロ債によって、またはユーロ債の取得のために調達した金銭をその目的で使用して、起債にあたっての払込みが行われる債券を2024年1月1日までに起債することで、ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保有者に対する債務の履行を保障するものとする。」；

c) 以下を内容とする第4項の1を追加する：

「4の1 本令第4項が定める起債を行ったロシア法人は、そうした債券を、無制限の回数にわたって追加発行することができる。当該債券の発行量は、債務が未履行であるユーロ債の発行量と同一とする。」；

d) 以下を内容とする第4項の2を追加する：

「4の2 ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保有者に対する、ユーロ債の発行条件に定める支払い（ユーロ債にもとづく利息収入、その名目価額）は、ユーロ債にかかわる債務が期限前に履行される場合を含めて、ユーロ債にかかわる債務を有するロシア法人によって、そうしたユーロ債保有者に対する債務の本令第4項にもとづく履行の前に、ロシア連邦中央銀行理事会が定める手順による当該保有者への金銭の引渡しという方法によって、実行される。」；

e) 以下を内容とする第4項の3を追加する：

「4の3 ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保有者が本令第4項に定める債券の募集期間内にこれらの債券を取得しなかった場合、これらのユーロ債保有者に対する債務は、ユーロ債にかかわる債務を有するロシア法人により、ロシア連邦中央銀行理事会が定める手順にしたがって金銭を引き渡すことによって、履行される。」；

f) 以下を内容とする第4項の4を追加する：

「4の4 ユーロ債にかかわる債務を有するロシア法人は、ロシア連邦における外国投資実施管理政府委員会が発行する許可書を根拠として、本令第4項、第4項の2、第4項の3の定めを遵守することなく、当該の許可書が定める手順にしたがった金銭の引渡しによって、ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保持者に対する債務が履行されることを、保障する。」；

g) 第6項における「第4項および第5項」という文言を「第4項、第4項の2～第4項の4および第5項」という文言に差し替える。

2. 2022年7月5日付ロシア連邦大統領令第430号「対外経済活動参加者である居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国引き揚げについて」（本令による改訂版）第4項の規定は、本令の発効日より前に、ロシアの預託機関でその権利が管理されているユーロ債の保持者に対する債務の履行を、起債にあたっての払込みがこれらのユーロ債によって行われる債券の起債によって適切に行ったロシア法人に対しては適用されない。

3. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年5月22日

第364号